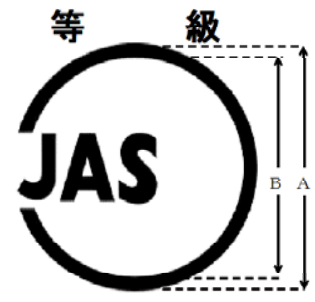


改正後	改正前
<p>構造用パネルの格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>1 適用範囲 この表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び同法第30条第1項の規定に基づき行う構造用パネルの格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。</p> <p>2 格付の表示の様式 格付の表示の様式は図1とし、次のa)からd)のとおりとする。 (図略)</p> <p style="text-align: center;">図1－格付の表示の様式</p> <p>a) <u>Aは、20mm以上とし、Bは、Aの9/10としなければならない。</u></p> <p>b) <u>JASの文字の高さは、Aの3/10としなければならない。</u></p> <p>c) <u>等級を表す文字の高さは、Aの1/5としなければならない。</u></p> <p>d) <u>認証機関名は、略称を記載することができる。</u></p> <p>3 格付の表示の方法 格付の都度、<u>各枚又は各りごとに、見やすい箇所にちょう付し又は押印しなければならない。</u></p>	<p>構造用パネルの格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>(新設)</p> <p>1 様式 (新設)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>(1) <u>Aは、20ミリメートル以上とし、Bは、Aの9/10とする。</u></p> <p>(2) <u>JASの文字の高さは、Aの3/10とする。</u></p> <p>(3) <u>等級を表す文字の高さは、Aの1/5とする。</u></p> <p>(4) <u>認証機関名は、略称を記載することができる。</u></p> <p>2 表示の方法 格付の都度、<u>各枚又は各りごとに、見やすい箇所にちょう付し又は押印するものとする。</u></p>